

桑名市告示第146号

桑名市くらしいきいき教室（通所型サービスC）事業実施要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市くらしいきいき教室（通所型サービスC）事業実施要綱

桑名市くらしいきいき教室（通所型サービスC）事業実施要綱（平成27年告示第150号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針（第6条—第7条）

第2節 人員及び設備等に関する基準（第8条）

第3節 運営に関する基準（第9条—第38条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第42条）

第3章 雑則（第43条・第44条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、くらしいきいき教室（通所型サービスC）（桑名市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成27年桑名市規則第20号。以下「規則」という。）第3条第1号ケに規定するくらしいきいき教室（通所型サービスC）をいい、以下「くらしいきいき教室」という。）の事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) くらしいきいき教室事業 くらしいきいき教室を行う事業をいう。
- (2) 指定くらしいきいき教室事業実施者 くらしいきいき教室事業を行うことにつき市長が法第115条の45の3第1項の指定をする者をいう。
- (3) 指定くらしいきいき教室 指定くらしいきいき教室事業実施者の指定に係るくらしいきいき教室事業を行う事業所により行われるくらしいきいき教室をいう。
- (4) 指定くらしいきいき教室事業所 指定くらしいきいき教室事業実施者が、指定くらしいきいき教室を行う事業所をいう。
- (5) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (6) 第1号事業支給費基準額 第5条第1項の規定により算定した費用の額をいう。

（事業の実施）

第3条 市は、次条に規定する対象者が、指定くらしいきいき教室事業所により行われる指定くらしいきいき教室の事業を利用した場合において、当該対象者に対し、当該事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給するものとする。

2 指定くらしいきいき教室の事業に係る施行規則第140条の63の6本文の規定による市町村が定める基準は、次章に規定するものとし、当該基準は同条第2号に該当するものとして定める。

3 第1項の規定による第1号事業支給費の支給に当たって、市は、指定くらしいきいき教室事業実施者として、次の各号のいずれかに該当する者又は該当することが確実な者であって、介護サービス事業者選定部会（桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例施行規則（平成26年桑名市規則第11号）第2条第1項第4号に規定する介護サービス事業者選定部会をいう。）において公募型プロポーザル方式により選定された者を法第115条の45の3第1項の規定により指定するものとする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者
- (2) 指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者

(3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者

(4) 指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者

4 前各項の規定に関わらず、市は、くらしいき教室事業を委託により実施することができる。この場合において、市は、前項の選定された者であって次章に規定する基準に従って事業を実施できる者に委託するものとする。

(対象者)

第4条 くらしいき教室事業の対象者は、規則第5条第1号に規定する者であって、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える者とし、規則第3条第1号カに規定する総合事業通所介護サービス(通所型サービスA)を新たに利用する前にくらしいき教室事業を利用することを推奨するものとする。

(事業に要する費用の額)

第5条 施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定くらしいき教室に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。

(2) 指定くらしいき教室に要する費用の額は、1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとし、1単位の単価は10円とする。

(3) 前2号の規定により指定くらしいき教室に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

2 指定くらしいき教室に係る施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する市町村が定める割合は、100分の90とする。

3 総合事業実施規則第10条の規定の適用を受ける対象者に係る第1号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 市は、くらしいき教室事業を委託する場合においては前各項の規定により算定する第1号事業支給費の額に相当する金額を当該事業の受託者に支払うものとする。この場合において、当該受託者は、当該事業の利用者から当該事業に要する費用の額として第1項の規定の例により算定した額から当該事業に係る当該受託者に支払われる委託料の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第2章 人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則及び基本方針

(指定くらしいき教室の一般原則)

第6条 指定くらしいき教室事業実施者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定くらしいき教室事業実施者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定くらしいき教室事業実施者は、法人でなければならない。

6 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室の事業と次の各号のいずれかの事業とを同一の事業所において一体的に運営するものとする。

(1) 指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業

(2) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ)の事業

- (3) 指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業
- (4) 指定単独型・併設型認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第42条第1項第1号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業
（基本方針）

第7条 指定くらしいきいき教室の事業は、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び生活環境の調整等その他必要な支援を行うことにより、利用者の生活環境に即した心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上及び社会参加の推進を目指すものでなければならない。

第2節 人員及び設備等に関する基準

（人員及び設備等に関する基準）

第8条 指定くらしいきいき教室事業実施者が指定くらしいきいき教室事業所ごとに置くべき従業者（以下「くらしいきいき教室従業者」という。）の員数及び事業所に備える設備並びに備品等は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める人員及び設備等に関する基準の例によるものとする。

- (1) 当該指定くらしいきいき教室事業所が指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ）と併設する場合 指定居宅サービス等基準第93条から第95条まで
 - (2) 当該指定くらしいきいき教室事業所が指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ）と併設する場合 指定居宅サービス等基準第111条及び第112条
 - (3) 当該指定くらしいきいき教室事業所が指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ）と併設する場合 指定地域密着型サービス基準第20条から第22条まで
 - (4) 当該指定くらしいきいき教室事業所が指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ）と併設する場合 指定地域密着型サービス基準第42条から第44条まで
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定めるくらしいきいき教室従業者の員数については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 前項第1号、第3号又は第4号に定める人員に関する基準の例により配置する生活相談員 当該くらしいきいき教室事業所に併設する指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所に生活相談員が配置されている場合に限り、これを配置しないことができる。
 - (2) リハビリテーション専門職（前項第1号、第3号若しくは第4号に定める人員に関する基準の例により配置する機能訓練指導員又は第2号に定める人員に関する基準の例により配置する理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）をいう。以下同じ。） 原則として、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置するものとする。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置が困難な場合には、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練に従事した経験を有する者に限る。）、健康運動指導士又は高齢者の特性を熟知したスポーツインストラクターに限り、これに代えることができるものとする。
- 3 指定くらしいきいき教室事業所は、併設する事業所において提供する指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護又は指定単独型・併設型認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合に限り、当該サービスの提供時間帯に同一の場所を使用して、指定くらしいきいき教室の提供を行うことができる。ただし、この場合においては、プログラムとサービス提供を行う人員を明確に区分して行うものとする。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、くらしいき教室事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定くらしいき教室事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定くらしいき教室事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定くらしいき教室事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定くらしいき教室事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定くらしいき教室事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定くらしいき教室事業実施者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定くらしいき教室事業実施者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定くらしいき教室事業実施者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定くらしいき教室事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第10条 指定くらしいき教室事業実施者は、正当な理由なく指定くらしいき教室の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第11条 指定くらしいき教室事業実施者は、当該指定くらしいき教室事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定くらしいき教室を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定くらしいき教室事業実施者等の紹介その他の必要

な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間(施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無)を確かめるものとする。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定くらしいきいき教室を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の手續に係る援助)

第13条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供の開始に際し、第4条に規定する対象者(以下「対象者」という。)に該当しない利用申込者については、対象者に該当するために必要な手續が既に行われているかどうかを確認し、手續が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該手續が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。以下同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議(これに相当する会議を含む。)をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携)

第15条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室を提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防支援又は第1号介護予防支援事業を利用するための援助)

第16条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供の開始に際し、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていないときは、介護予防支援事業者等を紹介する等、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画(桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(令和6年桑名市告示第147号)の規定により作成されるケアプランを含む。))を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定くらしいきいき教室を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室を提供した際には、当該指定くらしいきいき教室の提供日及び内容、当該指定くらしいきいき教室について支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第20条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定くらしいきいき教室を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定くらしいきいき教室に係る第1号事業支給費基準額から当該指定くらしいきいき教室事業実施者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定くらしいきいき教室を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定くらしいきいき教室に係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定くらしいきいき教室の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。

5 指定くらしいきいき教室事業実施者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定くらしいきいき教室の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 くらしいきいき教室事業所の従業者は、現に指定くらしいきいき教室の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第23条 指定くらしいきいき教室事業所の管理者は、指定くらしいきいき教室事業所の従業者の管理及び指定くらしいきいき教室の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定くらしいきいき教室事業所の管理者は、当該指定くらしいきいき教室事業所の従業者に第1節から次節までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第24条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定

めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定くらしいき教室の利用定員
- (5) 指定くらしいき教室の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第25条 指定くらしいき教室事業実施者は、利用者に対し適切な指定くらしいき教室を提供できるよう、指定くらしいき教室事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室事業所ごとに、当該指定くらしいき教室事業所の従業者によって指定くらしいき教室を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定くらしいき教室事業実施者は、くらしいき教室従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定くらしいき教室事業実施者は、全てのくらしいき教室従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、施行令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定くらしいき教室事業実施者は、適切な指定くらしいき教室の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりくらしいき教室従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 5 指定くらしいき教室事業実施者は、くらしいき教室従業者の資質向上のために、市が開催する桑名市地域ケア個別会議（桑名市地域ケア個別会議要綱（平成26年桑名市告示第206号）に規定する桑名市地域ケア個別会議をいう。以下同じ。）に諮る案件を積極的に受け持つものとする。
- 6 第2項の規定に関わらず、指定くらしいき教室事業実施者は、第40条第3号に規定する通所サービスの提供に際して行う送迎及び同号に規定する訪問サービスについては、次の各号のいずれかに該当する事業者に委託して実施することができる。
 - (1) 指定訪問介護事業者（指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者）
 - (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた事業者）（業務継続計画の策定等）

第26条 指定くらしいき教室事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定くらしいき教室の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定くらしいき教室事業実施者は、くらしいき教室事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定くらしいき教室事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(定員の遵守)

第27条 指定くらしいき教室事業実施者は、利用定員を超えて指定くらしいき教室の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第28条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、当該指定くらしいきいき教室事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定くらしいきいき教室事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、くらしいきいき教室従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定くらしいきいき教室事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定くらしいきいき教室事業所において、くらしいきいき教室従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じなければならない。

(掲示)

第30条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、くらしいきいき教室事業所の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、重要事項を記載した書面を当該指定くらしいきいき教室事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定くらしいきいき教室事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、当該指定くらしいきいき教室事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第32条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第33条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、提供した指定くらしいきいき教室に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定くらしいきいき教室に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定くらしいきいき教室を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定くらしいきいき教室の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者に対する指定くらしいきいき教室の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者に対する指定くらしいきいき教室の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定くらしいきいき教室事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、くらしいきいき教室事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定くらしいきいき教室事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定くらしいきいき教室事業所において、くらしいきいき教室事業所の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第38条 指定くらしいきいき教室事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者に対する指定くらしいきいき教室の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) くらしいきいき教室計画

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第40条第13号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定くらしいきいき教室の基本取扱方針)

第39条 指定くらしいきいき教室は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定くらしいきいき教室事業実施者は、自らその提供する指定くらしいきいき教室の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目

的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供に当たり、前項に定めるところのほか、単に事業所内での心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、居宅への訪問に際して行う生活環境の調整その他必要な指導及び助言等を通じて、利用者の生活環境に即して自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 5 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 6 指定くらしいきいき教室事業実施者は、指定くらしいきいき教室の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 7 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者に係る桑名市地域ケア個別会議が開催されるときは、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、くらしいきいき教室従業者を当該桑名市地域ケア個別会議に出席させるものとする。
- 8 指定くらしいきいき教室事業実施者は、利用者のサービス提供終了を見据えて、利用者が自宅におけるセルフマネジメントとしての介護予防、健康増進の取組を継続させること、地域における「通いの場」をはじめとした地域資源の活用その他適切な保健医療サービス又は福祉サービスの利用等につなげるように努めなければならない。

(指定くらしいきいき教室の具体的取扱方針)

第40条 指定くらしいきいき教室の方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定くらしいきいき教室の提供の開始に際し、指定くらしいきいき教室事業所のリハビリテーション専門職は、利用者の身体状況、居住環境等の現況を踏まえ、その解決によって生活機能の維持又は向上及び社会参加の推進に資すると期待される課題を把握しなければならない。
- (3) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、アセスメント（第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び前号に規定する課題の把握をいう。以下この条において同じ。）において把握された課題及び利用者並びに家族の意欲並びに意向を踏まえて、利用者に係る介護予防支援事業者等と協議の上、指定くらしいきいき教室の目標、当該目標を達成するための具体的な通いサービス（利用者を指定くらしいきいき教室事業所に送迎して行くくらしいきいき教室をいう。以下同じ。）及び訪問サービス（リハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問し、当該居宅において行くくらしいきいき教室をいう。以下同じ。）の内容、サービスの提供を行う期間等を記載したくらしいきいき教室計画（通いサービス及び訪問サービスに係る計画をそれぞれ作成することでこれに代えることができるものとする。以下同じ。）を作成するものとする。
- (4) くらしいきいき教室計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (5) くらしいきいき教室計画は、前2号に規定するところによるほか、次に掲げるところにより作成しなければならない。
 - ア 第2号に規定するサービスの提供を行う期間を3箇月（アセスメントにおいて把握した課題等に鑑みて必要と判断される場合は6箇月）以内としていること。
 - イ 第2号に規定する指定くらしいきいき教室の目標が、アに規定する計画期間内で達成することができるものとしていること。
 - ウ 第2号に規定する通いサービス及び訪問サービスの内容について、次に掲げるところによるものとしていること。
 - a 1月ごとのサービス内容を記載していること。
 - b 通いサービスの提供回数が1週につき2回（アセスメントにおいて把握した課題等に鑑み

て必要と判断される場合は1回) かつ訪問サービスの提供回数が1月につき1回以上であること。

- (6) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、くらしいきいき教室計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (7) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、アセスメントにおいて把握した事項に関する記録及びくらしいきいき教室計画を利用者に係る介護予防支援事業者等に交付しなければならない。
- (8) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、くらしいきいき教室計画を作成した際には、当該くらしいきいき教室計画を利用者に交付しなければならない。
- (9) 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、くらしいきいき教室計画に基づき、利用者の機能訓練及び生活環境の調整等その他必要な支援を行うものとする。
- (10) 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (11) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、訪問サービスの提供に当たって、リハビリテーション専門職を居宅等に訪問させるものとする。
- (12) 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- (13) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (14) 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (15) 指定くらしいきいき教室事業所のリハビリテーション専門職は、くらしいきいき教室計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該くらしいきいき教室計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、少なくとも1月に1回は、当該くらしいきいき教室計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (16) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等その他利用者の支援に携わる者であって必要なものに報告しなければならない。
- (17) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じてくらしいきいき教室計画の変更を行うものとする。
- (18) 第1号から第16号までの規定は、前号に規定するくらしいきいき教室計画の変更について準用する。
- (19) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、当該利用者のサービスを提供する期間において最後に提供する通いサービス又は訪問サービスを提供した後、速やかに、リハビリテーション専門職によるアセスメントを行うとともに、その結果を当該利用者及び当該利用者に係る介護予防支援事業者等に報告しなければならない。

(指定くらしいきいき教室の提供に当たっての留意点)

第41条 指定くらしいきいき教室の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメント(これに相当する課題の把握を含む。)をいう。)において把握された課題、指定くらしいきいき教室の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定くらしいきいき教室事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないと

ともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(4) 指定くらしいき教室事業実施者は、指定くらしいき教室が、通いサービス及び訪問サービスを一体的に実施することにより、利用者の生活環境に即して自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであることに留意して、くらしいき教室計画の作成及び通いサービス並びに訪問サービスの提供等を行うこと。

(5) 指定くらしいき教室事業実施者は、前条第9号の機能訓練を実施するに当たり、運動機能の向上訓練を実施するほか、可能な限り、利用者の栄養改善を目的とした栄養食事相談並びに栄養管理、利用者の口腔機能の向上を目的とした口腔清掃の指導並びに摂食並びに嚥下機能に関する訓練の指導及び認知機能の維持又は向上を目的とした指導等を実施することで、利用者の生活機能の包括的な向上を図ること。

(安全管理体制等の確保)

第42条 指定くらしいき教室事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定くらしいき教室事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定くらしいき教室事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定くらしいき教室事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第43条 指定くらしいき教室事業実施者及び指定くらしいき教室の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この告示において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定くらしいき教室事業実施者及び指定くらしいき教室の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(その他)

第44条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

単位数表

くらしいき教室費

ア 通いサービスの提供回数が概ね1週に1回である場合（1月につき）

(1) サービスの提供期間の1箇月目から3箇月目までの場合 2900単位

(2) サービスの提供期間の4箇月目から6箇月目までの場合 2400単位

イ 通いサービスの提供回数が概ね1週に2回以上である場合（1月につき）

(1) サービスの提供期間の1箇月目から3箇月目までの場合 4900単位

(2) サービスの提供期間の4箇月目から6箇月目までの場合 4400単位

- 注1 第8条に定める従業員の員数を置いている指定くらしいきいき教室事業所において、指定くらしいきいき教室を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。
- 2 利用者に対して、訪問サービスを行わない場合は、訪問サービス未実施減算として、1000単位を、所定単位数から減算する。
- 3 当該利用者のサービスを提供する期間において最後に提供する通いサービス又は訪問サービスを提供した日の属する月の翌月から起算して6箇月間は、くらしいきいき教室費は算定しない。
- 4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護間を受けている間は、くらしいきいき教室費は、算定しない。
- ウ 初回加算 100単位
- 注 指定くらしいきいき教室事業所において、新規にくらしいきいき教室計画を作成する利用者に対して、指定くらしいきいき教室を提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。